

大事なことを皆で考え決めるために<NO. 10>

大事なことは皆で決めよう会

家庭ごみ有料化に至る経過と課題

(1) ごみ有料化等検討委員会

①11(H23)年11月2日に設置される。

②設置目的：一般廃棄物の発生抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるための一般廃棄物の有料化等を検討する。

③委員（17人）<名簿は、市のHPの環境事業課のごみ有料化等検討委員会のページ（以下、ごみ有料化等検討委員会のページ）で見ることができます。>

- 有識者（ごみ問題の専門家／3人）：京都大学環境科学センター助教／関西学院大学商学部准教授／市環境審議会副会長（弁護士）
- 環境団体所属市民（3人）：市環境基本計画推進会議会員／市環境地域協議会「ECOMA」会員／NPO法人日本ワンディッシュエイド協会事務局長
- 地域団体所属市民（8人）：市自治連合会会長／市老人クラブ連合会会長／市身体障害者福祉会会長／いこま育児ネット代表／市青年協議会／市農家区長会副会長／生駒商工会議所副会頭／生駒駅前商店街連合会副会長
- 公募市民（3人）

④第1回<11(H23).4.11>～第12回（最終）<12(H24).2.16>

⑤全12回の検討委員会での検討・検証を踏まえて、次のような**答申**を市長に提出<12(H24).3.29>。

<答申の中の「家庭系ごみ有料化に対する委員会の考え方」より抜粋>

本委員会では有料化導入について「ごみ半減プラン」で想定していた平成25年度導入にこだわらず、焼却ごみ半減のための地域の仕組みづくりなどの手法を学ぶための機関を設け、**モデル事業を実施**し、その手法の有効性の検証を行った上で、焼却ごみ半減の実現のためには家庭系ごみ有料化が必要不可欠であると判断された場合に導入をすることを提案します。

この有料化導入について判断するため、「地域**ごみ半減推進会議**（仮称）」のよる「ごみ半減モデル事業」を核とした試みを行います。この一連の試みを「**ごみ半減トライアル計画**（仮称）」と呼び、同計画の期間は平成24年4月から25年9月までの1年半とします。**その結果を踏まえた上で有料化導入の可否について判断をしていきます。**

※答申の「目次」・「4. 家庭系ごみ有料化に対する委員会の考え方」を別添しています。

※この答申が出されるに至った全12回の委員会の議事録と参照された資料については膨大なため、ここでまとめることはとても出来ないのので、ごみ有料化等検討委員会のページをお読みください。

(2) ごみ半減会議

①設置目的：ごみ有料化等検討委員会の答申に基づき、ごみ半減トライアル計画を市民・行政・事業者との連携で実践し、その有効性等の検証を行うことを目的とする会議。

②会員（23人）<名簿は、市のHPの環境事業課の半減トライアル計画のページ（以下、半減トライアル計画のページ）に所収の「生駒市ごみ半減トライアル計画に関する 報告書」に掲載されています。>

- 有識者（ごみ問題の専門家／2人）：京都大学環境科学センター助教／NPO法人大阪ごみを考える会理事長
- 環境団体所属市民（5人）：市環境地域協議会「ECOMA」会員／市環境基本計画推進会議会員（4人）
- 地域団体所属市民（13人）：市自治連合会会長／市身体障害者福祉会会長／いこま育児ネット代表／市農家区長会／副会長生駒商工会議所副会頭
- 公募市民（8人）

③第1回<12(H24).6.5>～第13回（最終）<13(H25).11.29>

④約1年半にわたりごみ半減トライアル計画を実施

○具体的には、市内3カ所に「**地域ごみ半減会議**」を設置。この3ヶ所をごみ半減に取り組む**モデル地区**とし、それぞれの地区にあった削減方法や減量目標を地区ごとに話し合った上で、12(H24)年10月から1年間、「ごみ半減モデル事業」に取り組んだ。

○モデル地区 ・ひかりが丘（590世帯） ・一分町（80世帯） ・俵口（20世帯） 計690世帯

○モデル地区で実施された主な取組

- ・自治会回覧版等を利用して、各戸への啓発・情報提供
- ・勉強会や懇談会において、情報交換・意見交換
- ・生ごみの水切り徹底を啓発
- ・キューロ等生ごみ処理器の使用実験及びその結果を情報提供
- ・ミックスペーパー分別シールを利用して、分別排出の啓発
- ・不用品交換会の開催
- ・このほか、地区ごとに工夫して、様々な取組を実施。

○結果：取組による削減率は、「**3.7%減**」（前年同月平均比）／全市展開シミュレーションでも「**11.8%減**」にとどまり半減達成はできず⇒有料化導入はやむを得ないと判断されるものであった。

⑤④による検証の結果を**報告書**にまとめ、市長と市議会に提出<13(H25).12.13>。その結論は次の通り。

<報告書の中の、結論を簡潔に記している「おわりに」より抜粋>

今回の検証にあたっては**ごみ半減トライアル計画で実践された取り組み内容と各種データ**に基づいて第三者的、客観的に分析を行い、各自の思いは可能な限り排除し検証結果を導き出すことにしました。

その結果、**燃えるごみ半減を目指していくには有料化導入はやむを得ず**、それと併せて、家庭から分別して出された生ごみを処理できるようにエコパーク21を改修する必要があるという判断をしました。

※報告書の「目次」・「7. まとめ」・「9. おわりに」を別添しています。

※この報告書が出されるに至ったごみ半減トライアル計画の実践・検証の内容及び参照された資料については膨大なため、ここでまとめることはとても出来ないの、半減トライアル計画のページをお読みください。

(3) (2) の⑤の報告書を受けて、14(H26)年3月議会に「**家庭ごみ有料化**」の議案が上程されて可決。

(4) 市民からの意見聴取

①ごみ有料化等検討委員会は11(H23)年10月に、ごみ減量化に向けてのアンケート実施（その結果は、ごみ有料化等検討委員会のページに所収）。

②12(H24)年7月のタウンミーティングでゴミ半減トライアルの説明と質疑（説明資料は、市のHPの広報公聴課のタウンミーティングのページに所収）

③ゴミ半減会議は13(H25)年7月に、ゴミ減量化に向けてのアンケート実施（その結果は、半減トライアル計画のページに所収）

(5) 以上の家庭ゴミ有料化導入に至る経緯をみると、**家庭ゴミ有料化は市民参加で決められた**、といえるのではないのでしょうか。

(6) 家庭ゴミ有料化導入にあたって、次のような**批判**があります。

①有料化について市民の意見を十分に聴いていない（市民の意見が十分に反映されていない。／市民参加で決められたとはいえない。）。

②ゴミ半減会議が出した結論（ゴミ半減化のためには有料化やむなし）について市民の意見を聴いていない。

③有料化の方式※の選択の検討が不十分。

※有料化の方式には、単純従量制（出すゴミの量に比例して料金徴収）、二段階制（出すゴミの一定量までは徴収料金を安く抑え、それを越えた分には高めの料金を徴収）、超過従量制（出すゴミの一定量までは無料とし、それを越えた分について量に比例して料金徴収）がある。市が今回選択したのは、堅実な運営がしやすい単純従量制（単純従量方式）。

④紙オムツ使用家庭（乳幼児・障害者・要介護者のおられる家庭）の負担が大きくなる。

⑤不法投棄を招くのではないかと。

①について： 上述したように、ゴミ有料化等検討委員会やゴミ半減会議は、公募市民や様々な地域団体の市民が参加し、アンケートも実施しており、十分に市民の意見を反映した論議と、それに基づく検討・検証が行われたといえます（市民参加で決められたといえるのではないのでしょうか）。タウンミーティングなどで市民の意見を行政に届けることもできました。また、重要なことで議会が市民の意見を反映できないと懸念される場合は住民投票を実施することも考えられるが、その必要はありませんでした。

「市長が選んだ公募市民が入って検討したから『市民参加』と言うなら、事実上市長のやりたい放題ではないのでしょうか。」
「少数の市民がかかわっていたからそれで十分とは到底言えません。」との批判の声がありましたが、ゴミ有料化等検討委員会の答申が出されるに至った全12回の委員会の膨大な議事録と参照された資料や、ゴミ半減会議の報告書が出されるに至った膨大なゴミ半減トライアル計画の実践・検証の内容及び参照された資料を読むと、ゴミ半減化に向けて苦闘された市民の方々の苦勞が偲ばれて、「市長のやりたい放題」「十分とは到底言えない」という批判は酷のように思われます。

②について： ゴミ半減会議が約1年半にわたり、ゴミ問題専門家も加わっての実践検証（ゴミ半減トライアル）も含めて検討・検証して出した結論以上のものは、もはや出ないと考えるのが相当なのではないのでしょうか。

自然界のことは実験によって正誤が確認できます。しかし、人間社会のことは実験することはできません。そこで、実践検証（実践して検証する、または、実践されたことや実践されていることを検証する）によって適否が確認できます。今回は、半減トライアル計画という実践検証によって、ゴミ半減のためには有料化はやむを得ないとの結論が出されたのです。

③について： ゴミ有料化等検討委員会やゴミ半減会議は、有料化しないとゴミ半減はできないのか、ということが検討・検証の中心であって、有料化を前提にした、有料化の方式の選択の検討はおこなっていません。また、「家庭ゴミ有料化」の議案を可決した14(H26)年3月議会や「家庭ゴミ有料化の平成27年4月実施をやめ、市民参加で見直すことを求める請願書」を審議した14(H26)年12月議会では、有料化の実施の可否が審議の中心となったので、有料化を前提にした、有料化の方式の選択の検討は不十分でした。そこで、有料化が開始される今年4月以降、有料化の有効性・

弊害等の検証を行わなければなりません、その際に、有料化の方式の妥当性も検討されなければなりません。

④について：これについてもごみ有料化等検討委員会やごみ半減会議は、有料化しないとごみ半減はできないのか、ということが検討・検証の中心であって、有料化を前提にした、紙オムツ使用家庭の負担増大についての検討はおこなっていない。また、「家庭ごみ有料化」の議案を可決した14(H26)年3月議会や「家庭ごみ有料化の平成27年4月実施をやめ、市民参加で見直すことを求める請願書」を審議した14(H26)年12月議会では、有料化の実施の可否が審議の中心となり、有料化を前提にした紙オムツ使用家庭の負担増大については、ごみ減量化の観点でなく福祉的観点で今後検討されるべきであるということと終わっています。そこで、有料化が開始される今年4月以降、有料化の有効性・弊害等の検証を行う際に、そのことも検討されなければなりません。

⑤について：これについては、有料化を実施している他市では重大問題になっていないことから懸念するに及ばないとされていますが、今年4月以降の有料化開始後、監視をし、問題が生じれば対処していかねばなりません。

(*) 追記：有料化問題に付随して、ごみ出しの困難さが語られることがしばしばあります。そのことについては、次をご参照ください。

ごみ出しの困難さを軽減するために

(1) 何らかの理由でごみ出しが困難な方々の救済策として実施されているものに「まごころ収集」があります。

＜まごころ収集＞

まごころ収集とは、何らかの理由でごみ出しが困難な方々の生活支援の一つとして、週1回、自宅の玄関先までごみの収集にかがうものです。対象は、本人、親族または近隣者が所定のごみ集積所にごみを持ち出すことが困難な世帯で、次の項目に該当する世帯です。

- ①65才以上の高齢者であり、かつ身体の状態が要介護2程度以上の認定を受けた人で、ホームヘルプサービスを受けている人
- ②身体・知的・精神の障がい者の各種福祉制度を受けている人で、ホームヘルプサービスを受けている人
- ③上記条件に満たない場合でも、ごみ出しができる方がおられない特別の事情のある世帯。この場合は、ごみ出しができないことを証する医師の意見書等が必要。

(2) 「まごころ収集」が利用できないのであれば、次にできる最善の策は、次のことなどをして燃えるごみを減らしてごみ出し回数を減らすことです。

①燃えるごみから資源ごみの分別の徹底。

②燃えるごみのうち、生ゴミは「生ごみ処理機」(税込で6～7.5万円程度)で処理をする。

○これらを行うことで、かなり燃えるごみは減らせる。なお、生ごみ処理機の購入には、市から、購入金額の4分の3もの補助が出る(詳細は、市のHPの環境事業課の家庭用生ごみ処理機・処理容器の購入補助のページをご参照)。

(3) これまではごみ集積所のカラス対策に「ネット」(市が貸与)または「シート」(自治会等で購入)をごみ袋にかぶせる、あるいは「ネット」の上に「シート」をかぶせるという方法が取られてきましたが、現在、「簡易型ごみ庫」(→上は収納時、下は組み立て時)を使用するごみ集積所が増えてきています。「ネット」や「シート」より扱いやすく、これなら場所によれば前夜から出すことも可能で、ごみ出しの負担が軽減されるのではないのでしょうか。「450ℓ以上の簡易型ごみ庫」の購入に対しては、12(H24)年度から市が補助金を交付しています(自治会長を通じて申請)。



(以上)

(4) 戸別収集の実施の可能性はないかも検討に値します。